

# 来て「かがみいし」 住宅取得支援事業補助金

鏡石町では、町外から移住・定住するために、町内で住宅を取得した若者世帯・子育て世帯等へ補助金を交付します。

## 【補助対象及び要件】（いずれにも該当すること）

- ① 世帯主が40歳未満の婚姻世帯、又は中学生以下の子供がいる子育て世帯、同じく父子・母子世帯
- ② 転入日から住宅に入居した日までの期間が1年未満かつ転入日前3年において町内に住所を有していなかった世帯
- ③ 鏡石町に世帯全員が住民登録され、補助対象住宅に5年以上居住すること  
（5年未満の場合は返還措置があります）
- ④ 新築・中古住宅等は、玄関、居室、トイレ、台所、浴室を備える一戸建て住宅で、居住用部分面積が55㎡以上であること
- ⑤ 平成31年4月1日以降の住宅取得に係る契約であること
- ⑥ 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記完了日（増改築は工事の完了日）から起算して6ヶ月以内に必要書類を添えて補助金交付申請すること
- ⑦ 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- ⑧ その他補助金交付要綱に適合すること



## 【補助金の額】

補助対象経費の2分の1又は下表により算出した額のいずれか低い額

建物区分	基本額 (単位：万円)	加算額(単位：万円)		
		子育て世帯	二・三世代同居・近居	町内業者で建築又は増改築
新築住宅取得	20	10	10	10
中古住宅取得 (賃貸除く)	10	10	10	10
2親等以内の親族が 居住中の物件で、増 改築後に同居する転 入世帯	10	10	—	10

※県外からの転入者は、福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の対象となりますので、最大で70万円の補助が加算されます。（2親等以内の親族が居住中の物件で増改築の場合は対象外）

〈来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助制度のお問い合わせ〉

鏡石町役場 総務課 まちづくり調整グループ（〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地）  
電話：0248-62-2117 FAX：0248-62-6553 メールアドレス：somu@town.kagamiishi.lg.jp

※JR東日本を利用し通勤している方は通勤補助事業に該当する場合がありますのでお声かけください。

来て「かがみいし」住宅取得支援事業補助金フロー図

